

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百五十一（略）</p> <p>四百五十二 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百五十一（略）</p> <p>（新設）</p>